
令和2年度 第5回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和2年12月9日（水） 9:30～11:00

場 所 エスポワールいわて3階特別ホール

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 大規模公共事業の事前評価について<継続審議>

・小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）

(2) その他

3 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
加藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 副学長	都市計画 建築計画	副専門委員長
小井田 伸雄	岩手県立大学総合政策学部 教授	経済学	
島田 直明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	(欠席)
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	
八重樫 健太郎	北光監査法人 公認会計士	企業会計	(欠席)
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	

(敬称略)

令和2年度第5回大規模事業評価専門委員会
配付資料一覧

- 資料 No. 1 令和2年度大規模公共事業事前評価 継続審議資料
 - ・第4回専門委員会における審議概要
 - ・小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）補足説明資料
- 資料 No. 2 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果
- 資料 No. 3 答申書（案）

○参考資料 審議結果報告（案）

令和 2 年度大規模事業事前評価 継続審議資料

資料	頁
第 4 回専門委員会における審議概要	2
小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）補足説明資料	3

第4回専門委員会における審議概要

➤ 審議対象

小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）【事前評価】

➤ 審議状況

諮問審議 令和2年10月22日 第4回大規模事業評価専門委員会

➤ 主な質疑等の概要及び審議論点

第4回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 小屋畑川の河道付替えを行うことにより、長内川の下流側に影響はないか。	（河川課） 本事業で長内川の新街橋の架け替えを行うと共に、別事業で長内川本川の下流の掘削を検討しているところである。
② 平成28年の台風第10号における浸水範囲が示されているが、この範囲は平成28年と同様の雨が生じた際に、今回の小屋畑川の改修で被害を防ぐことができるのか。	（河川課） 平成28年には、長内川の水が小屋畑川に逆流したことで小屋畑川が氾濫し、家屋浸水が発生したものである。本事業では現小屋畑川と長内川の合流点に樋門を設置するため、逆流による小屋畑川の氾濫を防ぐことができ、平成28年型の雨には対応できると考える。
③ 希少野生動植物の調査状況について報告してほしい。	（河川課） 資料を準備の上、次回の委員会で報告する。 ⇒今回報告

環境調査の概要

【調査概要】

- ・小屋畑川における調査対象項目、時期等については以下表のとおり計画
- ・令和2年度は主に文献調査及び予備調査を実施しており、その結果を基に地元の有識者から本調査に関する意見を伺う予定
- ・令和3年度は上記内容を基に本調査を実施し、調査結果により有識者から工事に関する意見を伺う予定

来春以降の本調査に向けた予備調査を実施

小屋畑川河道計画の方針が決まった段階での調査を予定

項目	調査時期の考え方	調査方法	計画: 青色 ■ 調査実績: 黒色 ■																										
			令和2年						令和3年																				
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
魚類	夏季: 多くの魚種を確認できる時期 秋季: 河川を遡上する魚を確認できる時期	捕獲																											
底生動物	夏季: 秋季に羽化する水生昆虫の確認ができる時期 冬季~早春季: 春季に羽化する水生昆虫の確認ができる時期	定性採集 室内分析																											
鳥類	春季: 春の渡り鳥を確認できる時期 初夏: 多くの鳥類の繁殖行動を確認できる時期 秋季: 秋の渡り鳥を確認できる時期 冬季: 越冬する鳥類を確認できる時期	任意観察																											
両性・爬虫・哺乳類 陸上昆虫類	春季: 両生類繁殖期・春季出現昆虫の確認できる時期 夏季: 活性が高くなる時期の確認できる時期 秋季: 哺乳類繁殖期・秋季出現昆虫の確認できる時期	捕獲 無人撮影法																											
植物相 (植生・群落組成)	春季・夏季・秋季: 各季節に開花、結実する植物を確認できる時期 秋季: 植物の色調に変化があり、群落の判断が行いやすい時期	任意観察																											

魚類の本調査に関する有識者ヒアリングは6月に実施

有識者ヒアリング

大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

1 意見募集の実施状況

(1) 意見募集を行った事業

小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）【事前評価】

(2) 意見の募集期間

令和2年10月26日（月）～同年11月25日（水）

(3) 公表方法

- ◆ 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ◆ 県公式ホームページへの資料等掲載
- ◆ 報道機関への発表
- ◆ 県広聴広報課ツイッター

(4) 意見の募集方法

郵送（持参含む）、ファクシミリ、電子メールによる意見提出

2 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
1	0	1	5

意見検討結果一覧表

(案名：大規模公共事業再評価についての意見募集
対象事業：小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）)

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>計画の地図を拝見しました。小さな黒点が住居構造物を示すと思われませんが、現行より黒点が大分少ないので、おそらく相当古い地図が原因になっているのかも知れません。ちよつと気になりました。</p>	<p>御指摘のありました地図については、国土地理院が発行する地理院地図（平成28年承認）を基に作成した地図ソフトとなっております。当該地図ソフトについては、概ねの事業位置等を示すことを目的に平成29年度に更新しており、5年ごとの更新を予定していることから、最新の情報となっております。御不便をお掛けしますが、概ねの位置を把握する目的であることを御承願いたします。</p>	F（その他）
2	<p>住居（黒点）の印を頼りに、新小屋畑川の領域を把握しようと思いましたが、上記の理由や地図がかなり大まかで、例えば何処の家が引つかかるとか分かりません。敢えて、明確に表示していないのかも知れませんが、詳細な図面の早期公表を望みます。</p>	<p>新たに切替えを予定している小屋畑川の詳細な図面等については、今後、事業説明会の開催などを通じて、丁寧にご説明の上お示しする予定です。</p>	D（参考）
3	<p>「樋門」としか記載がありませんが、どのような規模・構造なのかをもう少し知りたいです。(旧)合流点は、堤防化してしまうということでしょうか？</p>	<p>現小屋畑川と長内川の「(旧)合流点」は堤防を築き、締め切ったうえで小屋畑川に流れ込む雨水や道路排水等を長内川に排水するための樋門を設置することを想定しています。樋門には長内川からの逆流を防止するためのゲートを設置する予定です。樋門の詳細な設計は今後実施する予定です。</p>	F（その他）

4	切り替え後の（旧）小屋畑川は、将来どのようなようになるでしょうか。現行で放置でしょうか。それとも河川を埋めて、平地として、例えば道路の拡幅などに利用する計画があるのでしょうか？	今後の管理方法については、現在検討中であり、周辺の土地利用や関係機関との協議を踏まえて決定していきます。	D（参考）
5	基本的には、小屋畑川の河道掘削区間よりもさらに上流部、国道 45 号線との交点よりもさらに上流部に砂防ダムを構築すれば、より根本的な解決が集中豪雨災害に對してなされると考える。ここ数年の豪雨では、小屋畑川の相当な上流部で増水と土砂流失が発生し、下流の被害を生んでいる現状があるためである。 さらに言えば、小屋畑川上流部の豪雨は、南の宇部川流域の浸水被害の原因ともなっている。小屋畑川の河川改修と並行して、宇部川と上流の北ノ越川の河川改修を同時に実施する必要性が致命的に重要と考える。	土砂流出等を含めた当該地区の水害対策については、流域全体で取り組むこととしており、関係者と相互の取組を共有し、対策を推進しているところですが、また、宇部川や北ノ越川についても同様に流域で対策を検討することとしています。 なお、今回の事業では令和元年 10 月の洪水と同等規模の洪水に對応することが可能となることから、その効果が発現されるよう、通常時においても上流部等から河川に流入した土砂については、現地の状況を確認しながら、必要に応じて河道掘削を行うなど、適切な維持管理に努めていきます。	D（参考）

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

答 申 書(案)

令和2年 月 日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会
委員長 加 藤 徹

大規模事業評価について（答申）

令和2年10月16日付け政第120号で諮問のあった大規模公共事業の事前評価について、次のとおり答申します。

記

1 小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1) すること。
 - (2) すること。

など

審議結果報告(案)

令和2年 月 日

岩手県政策評価委員会
委員長 加藤 徹 様

岩手県大規模事業評価専門委員会
専門委員長 加藤 徹

大規模事業評価に係る答申について

令和2年10月16日付けで諮問の通知のありました大規模公共事業の事前評価について、令和2年〇月〇日開催の第〇回大規模事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

記

1 小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1)・・・すること。
 - (2)・・・すること。

など